

政府に対し、検察庁法および国家公務員法の解釈変更の取消しと、東京高等検察庁黒川弘務検事長の定年延長閣議決定の撤回を求め、内閣または法務大臣による役職定年および定年の延長を可能とする検察庁法改正案に反対するとともに、政府による検察人事への介入を可能とする法案を再提出しないよう求める理事長声明

2020年（令和2年）10月22日

近畿弁護士会連合会

理事長 道上 明

- 1 政府は、令和2年1月31日、閣議において、同年2月7日に定年を迎える東京高等検察庁黒川弘務検事長（当時。本年5月22日、訓告処分を受けて辞職。）について、国家公務員法81条の3第1項を根拠として、同年8月7日まで定年を延長するとの決定を行った（以下「本閣議決定」という。）。
- 2 検察官の定年について、検察庁法制定当時から検事総長は65歳、その他の検察官は63歳と定められており（検察庁法22条）、
「（検察庁法）第22条（中略）の規定は、国家公務員法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする（同法第32条の2）。」と規定している。

さらに、国家公務員の定年延長が導入された昭和56年の衆議院における国家公務員法改正審議の際、当時の政府委員は、検察官には国家公務員法の適用はないと答弁している。

以上の検察庁法の規定および国家公務員法の改正経過に照らせば、検察官の定年延長について国家公務員法の適用がないことが明らかである。

- 3 政府は、検察庁法に定年延長の規定がないことから、定年延長については、検察庁法第32条の2の適用がなく一般法である国家公務員法が直接適用されるとして、従前の検察庁法および国家公務員法の解釈を変更（以下当該法解釈の変更を「本件法解釈変更」という。）したうえで、本閣議決定をした。

しかし、検察官の定年延長の定めがないのは、まさに検察官の職務と責任の特殊性によるものであるから、昭和56年の政府答弁のとおり国家公務員法の規定の適用はないのであって、本閣議決定は法の解釈適用を誤った違法なものである。

- 4 本件法解釈変更に基づき黒川元検事長の定年延長を決定したという説明を政府が行ったのは、令和2年4月3日の衆議院においてであって、本閣議決定当時、政府は、本件法解釈変更を説明しなかった。

起訴権限を有する検察官という、国民と直接に関わる公務員の定年制度という重要な法解釈変更を、政府が国民に対して説明しなかったこと自体不当であって、本閣議決定後に事後的に検察庁法および国公法の解釈変更をした可能性すら否定できない。

- 5 政府は、本年3月13日、本閣議決定だけにとどまらず、検察庁法改正案（以下「改正案」という。）を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。

改正案では、検事総長、次長検事および検事長の役職定年および定年の延長については内閣、その他の検察官の役職定年および

定年の延長については法務大臣による統制が可能な法構造となっていた（改正案9条2項ないし7項、10条2項、22条2項ないし6項、国公法87条の7第2項本文）。

検察官は、公訴権を独占する準司法機関であり、国会議員や国務大臣も刑事訴追の対象となることから、立法府および行政府から干渉を受けない独立性、中立性および公正性が要求される。にもかかわらず、本閣議決定および改正案は、内閣及び法務大臣によって検察官の人事に介入することを可能とするもので、検察官の独立性、公正性を大きく脅かし、憲法の基本原理である権力分立に反する。

改正案の内容は、検察官の独立性、中立性、公正性を著しく損なうものであって、ひいては、検察組織全体及び検察官の職務に対する国民の信頼を失わせるものである。

6 令和2年6月17日、政府は、改正案に反対する国民世論の大きな高まりを受け、国会の閉会に伴って改正案を廃案とする方針を固め、改正案は廃案となった。

しかし、検察庁法改正案について、令和3年1月召集の通常国会に再提出する方向で政府が検討に入ったことが報道され、検察庁法改正案が来年1月の通常国会に提出される可能性が高まった。仮に、来年1月の通常国会において提出された改正案が国会審議において否決されたとしても、今回の黒川検事長に対する定年延長の閣議決定ならびに、検察庁法および国公法の解釈変更が先例として残されると、今後も政府によって同様の閣議決定がなされないとも限らない。

7 政府は、本閣議決定を取消しておらず、政府の判断によって検

察官の定年延長ができるという本閣議決定、ならびに、検察庁法および国家公務員法の法解釈の変更を取り消さない限り、検察人事に政治が介入する余地を残す。それにとどまらず、改正案と同様に内閣や法務大臣が検察官の定年延長に関与できる法案が国会に再提出されれば、やはり検察官の独立性、中立性、公正性を著しく損ない、検察組織全体及び検察官の職務に対する国民の信頼を失うこととなる。

- 8 よって当連合会は、政府による検察庁法および国家公務員法の解釈変更の取消しと、東京高等検察庁黒川弘務検事長の定年延長閣議決定の撤回を求める。同時に、内閣または法務大臣による役職定年および定年の延長を可能とする検察庁法改正に断固として反対するとともに、内閣および法務大臣が検察官の人事に介入することを許容する法案を、今後国会に提出しないよう強く求める。

以上